

研究活動不正行為に対する措置に関する検討委員会 運営要領

令和5年12月25日

研究活動不正行為に対する
措置に関する検討委員会決定

(趣旨)

第一条 「研究活動における不正行為への対応指針」(平成29年7月3日内閣府食品安全委員会事務局長決定)に基づき、内閣府食品安全委員会事務局が所管する食品健康影響評価技術研究委託費を活用した研究に関する結果報告及び論文作成に係る不正行為が行われたと認定された場合に当該不正行為に関する被認定者への措置を検討する「研究活動不正行為に対する措置に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を適切かつ円滑に運営するために、以下の事項について定める。

(議事の運営)

第二条 検討委員会には委員の互選により座長を置く。

2 座長は、検討委員会の議事を運営する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(書面による議決)

第三条 座長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって検討委員会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、座長が次の会議において報告をしなければならない。

(会議の公開)

第四条 検討委員会は、審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含むことから、非公開とする。

(会議資料の公開)

第五条 検討委員会の資料は、原則として、ホームページに掲載すること等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適當と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができます。

(議事要旨の公開)

第六条 検討委員会の議事は、原則として、議事要旨をホームページに掲載すること等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適當と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができます。

(守秘の徹底)

第七条 委員は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 職務上知り得た個人情報及び研究機関に対する調査内容に係る情報等の秘密を外部に漏らしてはならない。
- 二 職務上取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 三 検討委員会に係る資料は、検討委員会に係る職務を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。ただし、第五条の規定により公開された資料についてはこの限りでない。

(委員の選任に際しての利害関係者の排除)

第八条 委員には、その選任の際現に検討委員会による審議又は調査の対象となる研究機関に利害関係を有する者が含まれないようにしなければならない。

2 前項の利害関係を有する者とみなされる場合は次の各号のとおりとする。

- 一 個別の審議又は調査対象の研究機関の教職員として在職(就任予定を含む。)している場合
- 二 個別の審議又は調査対象の研究機関の役員として在職(就任予定を含む。)している場合
- 三 その他委員が中立・公正に審議又は調査を行うことが困難であると検討委員会において判断される場合

(雑則)

第九条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。